

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月 5 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社村田商事
【届出者の住所又は所在地】	新潟県三条市東光寺3058番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0 2 5 6－4 5－3 2 9 0
【事務連絡者氏名】	取締役 松崎 仁
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社村田商事 (新潟県三条市東光寺3058番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社村田商事をいい、「対象者」とは、株式会社三條機械製作所をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社三條機械製作所

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成23年11月に設立された株式会社です。対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏がその株式の全てを所有し、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏が代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の手法により、対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得して対象者を完全子会社化し、対象者普通株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することといたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、9,955,000株（対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,058,152株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）66.11%（小数点以下第三位四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。））を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

買付予定数の下限（9,955,000株）は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）を控除した数（14,933,282株）に係る議決権数（14,933個）の3分の2超（9,956個）から、既に公開買付者が所有する普通株式数（1,000株）に係る議決権数（1個）を控除した数（9,955個）に相当する株式数としております。

公開買付者は、対象者の大株主であるThe SFP Value Realization Master Fund Ltd.（以下「SFP」といいます。）の投資助言を行っている株式会社シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（以下「シンフォニー」といいます。）との間で、シンフォニーがSFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てである3,496,000株（所有割合23.22%）の全てを本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）で本公開買付けに応募するよう助言を行う旨の合意書を平成23年12月1日付で締結しております（当該合意書の詳細については、後記の「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。なお、公開買付者は、対象者株式を保有するSFPとの間では応募に関する折衝等を行っておらず、応募等の合意を行っていません。

また、公開買付者は、本公開買付けの決済のために使用することができる資金として、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社三井住友銀行から75億円を上限とした融資（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しております。公開買付者は、本買収ローンの担保として、本公開買付けにより取得する対象者の普通株式等の公開買付者の保有する一定の資産に担保権を設定する予定です。さらに、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産を本買収ローンの担保に提供させる予定です。

なお、対象者が公表した平成23年12月2日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から提出された答申書のほか、プライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）が作成した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者から提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の

関連資料を踏まえ、かつ、対象者の大株主であるSFPの投資助言を行っているシンフォニーが公開買付者との交渉の結果、公開買付者との間で、対象者株式を保有するSFPとの応募等の合意はないものの、SFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うことに合意していることにも鑑みれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年12月2日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏は公開買付者の代表取締役を、取締役である松崎仁氏は公開買付者の取締役にそれぞれ兼任していることから、本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、商号を株式会社三條機械製作所として、昭和17年7月に三條鉄工機械金属工業組合連合会(昭和13年12月設立)が企業再編成の戦時施策によって解散した後の設備等を継承して、工作機械の製作及び精密型打鍛工品の製作を目的として設立されました。設立以降、対象者は、「精密加工」を基点に世界に通用する幅広い技術力を身に付け、たばこ製造用機械・同装置や世界でも高水準のラベル印刷機、各種専用機などの製造・販売を行う一般機械部門、独自の精密鍛造技術で二輪・四輪の重要部品の製造・販売を行う鍛造部門、そして高精度のダイカスト金型やロータリーダイなどの製造・販売を行う金型部門、の3つの部門を主軸に、事業展開を進めてまいりました。対象者は、昭和36年11月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、国内大手完成車メーカー、たばこメーカー等を主要顧客として、対象者の事業上の強みである「精密加工」技術を基点に付加価値のある製品を提供することで、長年にわたり顧客の信頼を獲得してまいりました。また、対象者は、東京証券取引所への上場後も、企業が持続していくためには、お客様の「信頼」を裏切らないこと、お客様が必要とする企業になるため「進化し続ける」こと、「企業の存続が雇用確保の根本」を肝に銘じ全社員が行動することを基本的な考えとし、対象者の持続、発展のために努力をしてまいりました。そのような考え方のもと、対象者は、大阪、東京といった主要都市への事業展開や現在グループ化している複数の企業の買収、海外企業との技術導入契約の締結など、積極的な事業展開によって企業を発展させてまいりました。

しかしながら昨今、日本のモノづくり産業を取り巻く環境は速いスピードで変化しております。成長する新興国企業との競争激化や円高の加速による受注の減少、熾烈な値引き競争による採算性の悪化などにより、この数年、日本のモノづくりは厳しい局面に晒されております。

さらに、対象者を取り巻く事業環境も目まぐるしく変化しております。対象者の販売先となる自動車業界における急速なグローバル化や新興国の需要拡大、一般機械分野における顧客需要や要求される機能の多様化、急速に進む技術革新への対応、受注確保のための新製品の開発、組織の再構築を含む企業の体質強化など、これらの従来から対象者が取り組むべき課題としてきたテーマに加え、最近では、東日本大震災によるサプライチェーン寸断を教訓とした生産拠点の分散化、引き続き長期化が予想される円高、これらに伴う生産・市場のグローバル化等、こういった多様な事業環境の変化に迅速かつ柔軟に適応していくことが急務となっており、様々な施策を喫緊に実施していかなければなりません。

このような状況下、公開買付者は、対象者が中長期的に企業価値を向上させていくためには、今こそが経営改革を断行し、事業環境の変化を成長機会と捉えさらなる発展を目指す時期であると考えております。そしてかかる中長期的な成長実現に向けては、これまで重点施策として取り組んできた「品質」「価格」「納期」を重視した売上高の確保や、製品力強化及び生産性向上に注力し損益分岐点を下げる、といった恒常的な施策だけではなく、グローバル市場を核とした製品展開や販売促進活動の実施、アフターサービス機能の拡充などといった抜本的な事業展開の実施やそれらの活動を通じた新技術の獲得、新領域での製品展開など、抜本的な事業の強化を図る必要があるとの認識に至りました。

具体的には、「品質」「価格」「納期」を基軸にお客様の信頼を更に高めること、自動車業界や一般機械製造業及び金型業界の中で、“小なり”と言え存在感のある企業を目指すこと、際立つ品質と一人ひとりの生産性において業界トップクラスを目指すこと、組織の目標、個人の目標に挑戦し、結果の出せる人材の育成を図る体制にすること、といった明確な経営ビジョンを掲げ、以下の通り各事業部がこれまでの得意領域や強みをより一層活かせるよう、位置づけを再定義した上で役割を明確化し、施策を迅速に実行する必要があると考えております。

まず、鍛工品事業においては、自動車完成車メーカーのグローバル調達に対応した鍛造製品の供給を引き続き継続するために、付帯工程まで含めた加工を行う体制を構築し、今後重要性を増すアジア領域をカバーする生産拠点を新設するなど、

グローバルな市場の確保とコストメリットを生かした国際競争力の強化が重要であると考えております。国内においては、鍛工品の技術開発と次期自社ブランド製品の量産化によって付加価値の向上と新規顧客の獲得を図り、国内拠点を海外生産を補完するマザー機能として位置付け、技術開発や抜本的な原価低減を目指した新工法による生産ラインを構築することが必要になります。

一般機械事業では、高品質で定評のあるラベル印刷機を主力商品として、全世界、とりわけアジア地区をターゲットにした販売促進に取り組むとともに、販売後のアフターサービス体制の構築、時代と顧客のニーズに応える高精度・コンパクト・廉価の商品開発を目指します。たばこ製造用機械をはじめとした産業機械においては、生産性の強化はもとより、専用機及び工作機械等も含め金型事業との生産資源の多面的利用とその相乗効果を発現させた新製品開発力の向上を推進することが必要であると考えております。

金型事業においては、これまでの精密加工技術を活かしたロータリーダイ及びフレキシブルダイを主力製品としつつ、一般機械事業とのアライアンスを図り、低コスト構造と顧客の要請に応えられる技術革新を可能にする体制の構築が急がれます。

さらに、これら各事業の施策と併せて、今後はこれまでに培った技術の活用と資本・人材等の経営資源の積極的投資を行い、既存の枠にとらわれず新たな事業領域への進出や革新的な製品開発を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、上記施策を実行することは、短期的には業績悪化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包します。特に海外展開においては、相応の設備投資が生じると共に、投資実行後直ちにその効果が現れるとは限りません。当初計画した通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴う可能性もあることから、一時的に財務状況等の悪化により企業価値が毀損する可能性があり、またそれらに起因する株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の期待に添えない可能性があります。そこで、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、このような経営環境を乗り切り、一貫した経営ビジョンに基づく断固とした経営改革を実行するためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって対象者の経営改革に注力するだけにとどまらず、経営陣自身にリスクを集中して、その自己責任において迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することこそが、中長期観点から対象者の企業価値の最大化のために取り組むべき施策であると考え、平成23年8月頃から本取引についての具体的な検討を開始いたしました。

村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者が、上記のとおり、昭和36年に東京証券取引所市場第二部に上場して以降、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は低く、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えております。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の企業価値向上の足かせになる可能性も否定できません。

以上の検討を踏まえ、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者の中長期的な戦略の実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の株主の皆様へ負って頂くことを回避するため、柔軟かつ迅速な経営戦略の実行が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を行うことが、株主の皆様にとって最善であり、また、対象者の企業価値の更なる向上に資すると判断し、公開買付者は、平成23年12月1日にシンフォニーからの合意書を取得したことから、平成23年12月2日に最終的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者の代表取締役を兼務し対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び公開買付者の取締役を兼務し対象者の取締役である松崎仁氏は、本公開買付け終了後も引き続き対象者の経営にあたる予定です。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、第三者算定機関であるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成23年12月1日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取

得しました。なお、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成23年11月30日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値212円（小数点以下四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値209円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を209円から212円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を455円から479円までと分析しています。

D C F法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を420円から510円までと分析しております。

公開買付者は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者及びシンフォニーとの協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年12月2日に本公開買付価格を468円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり468円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成23年12月1日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（203円）に対して130.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去3ヶ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去6ヶ月間の終値単純平均（198円）に対して136.36%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付価格である1株当たり468円は、本書提出日の前営業日である平成23年12月2日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（199円）に対して135.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、本取引に関し記載すべき重要な利害関係を有さないPwCに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月1日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。PwCは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者から対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、PwCから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「D C F方式」といいます。）を採用し、対象者の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

対象者株式価値算定書によると、市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年11月30日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の東京証券取引所における評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：209円、6ヶ月間：198円）並びに出来高加重平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：210円、6ヶ月間：202円）を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を198円から210円と算定しているとのことです。

また、対象者株式価値算定書によると、D C F方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。D C F方式では、対象者が作成した平成24年3月期から平成28年3月期の事業計画（注）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を443円から646円と算定しているとのことです。

（注） PwCがD C F方式の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成26年3月期については、連結ベースで、売上高約129億円、営業利益約5億円、経常利益約7億円、当期純利益約3億円と見込んでおりますが、平成27年3月期は、現在対象者がインドに設立を検討しており、平成25年末に稼働開始を予定している子会社において、操業度が上がることに伴い同社の売上が増加すること及び売上の増加に伴い同社の赤字幅が減少することが見込まれることから、連結ベースで、売上高約142億円、営業利益約8億円、経常利益約10億円、当期純利益約5億円と見込んでいますとのことです。なお、平成24年3月期から平成26年3月期まで、及び平成28年3月期の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

② 独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、平成23年10月28日に取締役会を開催し、同取締役会において、対象者の社外監査役である風間士郎氏（弁護士。なお、風間士郎氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定されております。）及び坂井啓二氏（公認会計士）並びに外部有識者である多久島逸平氏（弁護士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、第三者委員会に対し、①本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することが相当か、及び②本公開買付け後に予定される公開買付けによる対象者の完全子会社化取引が対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められるか（以下①及び②を総称して「本件諮問事項」といいます。）について対象者の取締役会に答申を行うことを諮問する決議をしたとのことです。

なお、第三者委員会の各委員はいずれも公開買付け及び対象者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員について本取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

第三者委員会は、合計6回開催され、公開買付け並びに対象者の取締役（本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある村田哲夫氏及び松崎仁氏を除きます。）及び監査役（第三者委員会委員である風間士郎氏及び坂井啓二氏を除きます。）に対する質疑応答等を行うとともに、公開買付け及び対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し審議を重ねました。その後、第三者委員会は、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明も参考にし、本件諮問事項について慎重に検討した結果、委員全員の一致で、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの対象者役員（村田哲夫氏及び松崎仁氏並びに第三者委員会委員を除きます。）の判断が相当であると認められ、かつ、本取引の条件及び手続は株主にとって公正なものと認められることから、①本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当であり、②本公開買付け後に予定される公開買付けによる対象者の完全子会社化取引が対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められると判断し、平成23年12月1日付で、対象者の取締役会に対して、その旨の答申書を提出したとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、公開買付け及び対象者から独立した森・濱田松本法律事務所を、対象者の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から提出された答申書のほか、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付けから提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、かつ、対象者の大株主であるSFPの投資助言を行っているシンフォニーが公開買付けとの交渉の結果、公開買付けとの間で、対象者株式を保有するSFPとの応募等の合意はないものの、SFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付け価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うことに合意していることにも鑑みれば、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年12月2日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏は公開買付けの代表取締役を、取締役である松崎仁氏は公開買付けの取締役をそれぞれ兼任していることから、本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付けとの協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨

の意見を述べたとのことです。

⑤ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、9,955,000株（所有割合66.11%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

買付予定数の下限（9,955,000株）は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）を控除した数（14,933,282株）に係る議決権数（14,933個）の3分の2超（9,956個）から、既に公開買付者が所有する普通株式数（1,000株）に係る議決権数（1個）を控除した数（9,955個）に相当する株式数としております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社化することを企図しており、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有するための手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の3分の2以上を所有することとなる予定であり、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年3月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該普通株式の取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に

当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外を対象者の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外を対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法を実施する場合でも、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、上記各手続の実行後、対象者との間で合併を行うことを予定しておりますが、詳細は未定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載された手続に従って、適用ある法令に従い、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、シンフォニーとの間で平成23年12月1日付で公開買付けの応募に関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結し、シンフォニーは、シンフォニーが助言を行うSFPに対して、SFPの保有する対象者の普通株式の全て（合計3,496,000株）について、本公開買付け価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うこと、シンフォニー自ら対象者の株式を取得しないこと、及び、SFP、シンフォニーが助言を行うその他の者、シンフォニーもしくはSFPの関係者をして対象者の株式を取得させないことに合意しております。

但し、シンフォニーは、(i)公開買付者以外の第三者から対象者の普通株式について本公開買付けの買付価格を上回る価格での公開買付けによる買付け等の申し込みがあった場合には当該本公開買付けの買付価格を上回る価格での公開買付けに応募する株式に限り、又は(ii)(x)(a)取引所金融商品市場における競売買の方法による売却、(b)取引所金融商品市場における売買等であって競売買の方法以外の方法による第三者に対する売却又は(c)取引所金融商品市場外における第三者に対する売却で、かつ(y)本公開買付けの買付価格を上回る価格での売却を行う場合には当該本公開買付けの買付価格を上回る価格で売却を行う株式に限り、SFPに本公開買付けに応募するよう助言する義務を負わず、またSFPが既に本公開買付けに応募していた時には、当該応募による本公開買付けに係る契約を解除するよう助言することができます。

なお、公開買付者は、対象者株式を所有するSFPとの間では応募に関する折衝等を行っておらず、応募等の合意を行っていません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年12月5日（月曜日）から平成24年1月23日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成23年12月5日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（２）【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき、金468円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券（ ）	—
株券等預託証券（ ）	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。ＳＭＢＣ日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びＤＣＦ法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はＳＭＢＣ日興証券から平成23年12月1日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。ＳＭＢＣ日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の１株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成23年11月30日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近１ヶ月間の終値の単純平均値212円及び直近３ヶ月間の終値の単純平均値209円を基に、対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲を209円から212円までと分析しております。

	類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を455円から479円までと分析しています。 DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を420円から510円までと分析しております。 公開買付者は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者及びシンフォニーとの協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年12月2日に本公開買付価格を468円に決定いたしました。 なお、本公開買付価格である1株当たり468円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成23年12月1日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（203円）に対して130.54%のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去3ヵ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去6ヵ月間の終値単純平均（198円）に対して136.36%のプレミアムを加えた額に相当します。 また、本公開買付価格である1株当たり468円は、本書提出日の前営業日である平成23年12月2日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（199円）に対して135.18%のプレミアムを加えた額に相当します。
算定の経緯	（買付価格の決定に至る経緯） 対象者は、商号を株式会社三條機械製作所として、昭和17年7月に三條鉄工機械金属工業組合連合会（昭和13年12月設立）が企業再編成の戦時施策によって解散した後の設備等を継承して、工作機械の製作及び精密型打鍛工品の製作を目的として設立されました。設立以降、対象者は、「精密加工」を基点に世界に通用する幅広い技術力を身に付け、たばこ製造用機械・同装置や世界でも高水準のラベル印刷機、各種専用機などの製造・販売を行う一般機械部門、独自の精密鍛造技術で二輪・四輪の重要部品の製造・販売を行う鍛造部門、そして高精度のダイカスト金型やロータリーダイなどの製造・販売を行う金型部門、の3つの部門を主軸に、事業展開を進めてまいりました。対象者は、昭和36年11月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、国内大手完成車メーカー、たばこメーカー等を主要顧客として、対象者の事業上の強みである「精密加工」技術を基点に付加価値のある製品を提供することで、長年にわたり顧客の信頼を獲得してまいりました。また、対象者は、東京証券取引所への上場後も、企業が永続していくためには、お客様の「信頼」を裏切らないこと、お客様が必要とする企業になるため「進化し続ける」こと、「企業の存続が雇用確保の根本」を肝に銘じ全社員が行動することを基本的な考えとし、対象者の永続、発展のために努力をしてまいりました。そのような考え方のもと、対象者は、大阪、東京といった主要都市への事業展開や現在グループ化している複数の企業の買収、海外企業との技術導入契約の締結など、積極的な事業展開によって企業を発展させてまいりました。 しかしながら昨今、日本のモノづくり産業を取り巻く環境は速いスピードで変化しております。成長する新興国企業との競争激化や円高の加速による受注の減少、熾烈な値引き競争による採算性の悪化などにより、この数年、日本のモノづくりは厳しい局面に晒されております。

	さらに、対象者を取り巻く事業環境も目まぐるしく変化しております。対象者の販売先となる自動車業界における急速なグローバル化や新興国の需要拡大、一般機械分野における顧客需要や要求される機能の多様化、急速に進む技術革新への対応、受注確保のための新製品の開発、組織の再構築を含む企業の体質強化など、これらの従来から対象者が取り組むべき課題としてきたテーマに加え、最近では、東日本大震災によるサプライチェーン寸断を教訓とした生産拠点の分散化、引き続き長期化が予想される円高、これらに伴う生産・市場のグローバル化等、こういった多様な事業環境の変化に迅速かつ柔軟に適応していくことが急務となっており、様々な施策を喫緊に実施していかなければなりません。 このような状況下、公開買付者は、対象者が中長期的に企業価値を向上させていくためには、今こそが経営改革を断行し、事業環境の変化を成長機会と捉えさらなる発展を目指す時期であると考えております。そしてかかる中長期的な成長実現に向けては、これまで重点施策として取り組んできた「品質」「価格」「納期」を重視した売上高の確保や、製品力強化及び生産性向上に注力し損益分岐点を下げる、といった恒常的な施策だけではなく、グローバル市場を核とした製品展開や販売促進活動の実施、アフターサービス機能の拡充などといった抜本的な事業展開の実施やそれらの活動を通じた新技術の獲得、新領域での製品展開など、抜本的な事業の強化を図る必要があるとの認識に至りました。 具体的には、「品質」「価格」「納期」を基軸にお客様の信頼を更に高めること、自動車業界や一般機械製造業及び金型業界の中で、“小なり”と言え存在感のある企業を目指すこと、際立つ品質と一人ひとりの生産性において業界トップクラスを目指すこと、組織の目標、個人の目標に挑戦し、結果の出せる人材の育成を図る体制にすること、といった明確な経営ビジョンを掲げ、以下の通り各事業部がこれまでの得意領域や強みをより一層活かせるよう、位置づけを再定義した上で役割を明確化し、施策を迅速に実行する必要があると考えております。 まず、鍛工品事業においては、自動車完成車メーカーのグローバル調達に対応した鍛造製品の供給を引き続き継続するために、付帯工程まで含めた加工を行う体制を構築し、今後重要性を増すアジア領域をカバーする生産拠点を新設するなど、グローバルな市場の確保とコストメリットを生かした国際競争力の強化が重要であると考えております。国内においては、鍛工品の技術開発と次期自社ブランド製品の量産化によって付加価値の向上と新規顧客の獲得を図り、国内拠点を海外生産を補完するマザー機能として位置付け、技術開発や抜本的な原価低減を目指した新工法による生産ラインを構築することが必要になります。 一般機械事業では、高品質で定評のあるラベル印刷機を主力商品として、全世界、とりわけアジア地区をターゲットにした販売促進に取り組むとともに、販売後のアフターサービス体制の構築、時代と顧客のニーズに応える高精度・コンパクト・廉価の商品開発を目指します。たばこ製造用機械をはじめとした産業機械においては、生産性の強化はもとより、専用機及び工作機械等も含め金型事業との生産資源の多面的利用とその相乗効果を発現させた新製品開発力の向上を推進することが必要であると考えております。 金型事業においては、これまでの精密加工技術を活かしたロータリーダイ及びフレキシブルダイを主力製品としつつ、一般機械事業とのアライアンスを図り、低コスト構造と顧客の要請に応えられる技術革新を可能にする体制の構築が急がれます。 さらに、これら各事業の施策と併せて、今後はこれまでに培った技術の活用と資本・人材等の経営資源の積極的投資を行い、既存の枠にとらわれず新たな事業領域への進出や革新的な製品開発を行ってまいりたいと考えております。
--	--

	しかしながら、上記施策を実行することは、短期的には業績悪化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包します。特に海外展開においては、相応の設備投資が生じると共に、投資実行後直ちにその効果が現れるとは限りません。当初計画した通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴う可能性もあることから、一時的に財務状況等の悪化により企業価値が毀損する可能性があり、またそれらに起因する株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の期待に添えない可能性があります。そこで、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、このような経営環境を乗り越え、一貫した経営ビジョンに基づく断固とした経営改革を実行するためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって対象者の経営改革に注力するだけにとどまらず、経営陣自身にリスクを集中して、その自己責任において迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することこそが、中長期観点から対象者の企業価値の最大化のために取り組むべき施策であると考え、平成23年8月頃から本取引についての具体的な検討を開始いたしました。 村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者が、上記のとおり、昭和36年に東京証券取引所市場第二部に上場して以降、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は低く、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えております。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用、I F R S（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の企業価値向上の足かせになる可能性も否定できません。 以上の検討を踏まえ、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者の中長期的な戦略の実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の株主の皆様を負って頂くことを回避するため、柔軟かつ迅速な経営戦略の実行が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を行うことが、株主の皆様にとって最善であり、また、対象者の企業価値の更なる向上に資すると判断し、公開買付者は、平成23年12月1日にシンフォニーからの合意書を取得したことから、平成23年12月2日に最終的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。
--	--

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成23年12月1日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。SMBC日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成23年11月30日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値212円及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値209円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を209円から212円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を455円から479円までと分析しています。

DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を420円から510円までと分析しております。

公開買付者は、SMBC日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者及びシンフォニーとの協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年12月2日に本公開買付価格を468円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり468円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成23年12月1日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（203円）に対して130.54%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去3ヶ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去6ヶ月間の終値単純平均（198円）に対して136.36%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付価格である1株当たり468円は、本書提出日の前営業日である平成23年12月2日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（199円）に対して135.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

	一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、本取引に関し記載すべき重要な利害関係を有さないPwCに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月1日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。PwCは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者から対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、PwCから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。 対象者株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びDCF方式を採用し、対象者の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。 対象者株式価値算定書によると、市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年11月30日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の東京証券取引所における評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：209円、6ヶ月間：198円）並びに出来高加重平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：210円、6ヶ月間：202円）を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を198円から210円と算定しているとのことです。 また、対象者株式価値算定書によると、DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF方式では、対象者が作成した平成24年3月期から平成28年3月期の事業計画（注）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を443円から646円と算定しているとのことです。 （注） PwCがDCF方式の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成26年3月期については、連結ベースで、売上高約129億円、営業利益約5億円、経常利益約7億円、当期純利益約3億円と見込んでおりますが、平成27年3月期は、現在対象者がインドに設立を検討しており、平成25年末に稼働開始を予定している子会社において、操業度が上がることに伴い同社の売上が増加すること及び売上の増加に伴い同社の赤字幅が減少することが見込まれることから、連結ベースで、売上高約142億円、営業利益約8億円、経常利益約10億円、当期純利益約5億円と見込んでいるとのことです。なお、平成24年3月期から平成26年3月期まで、及び平成28年3月期の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。
--	--

② 独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、平成23年10月28日に取締役会を開催し、同取締役会において、対象者の社外監査役である風間士郎氏（弁護士。なお、風間士郎氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定されております。）及び坂井啓二氏（公認会計士）並びに外部有識者である多久島逸平氏（弁護士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、第三者委員会に対し、本件諮問事項について対象者の取締役会に答申を行うことを諮問する決議をしたとのことです。

なお、第三者委員会の各委員はいずれも公開買付者及び対象者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員について本取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

第三者委員会は、合計6回開催され、公開買付者並びに対象者の取締役（本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある村田哲夫氏及び松崎仁氏を除きます。）及び監査役（第三者委員会委員である風間士郎氏及び坂井啓二氏を除きます。）に対する質疑応答等を行うとともに、公開買付者及び対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し審議を重ねました。その後、第三者委員会は、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明も参考にし、本件諮問事項について慎重に検討した結果、委員全員の一致で、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの対象者役員（村田哲夫氏及び松崎仁氏並びに第三者委員会委員を除きます。）の判断が相当であると認められ、かつ、本取引の条件及び手続は株主にとって公正なものと認められることから、①本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当であり、②本公開買付け後に予定される公開買付者による対象者の完全子会社化取引が対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められると判断し、平成23年12月1日付で、対象者の取締役会に対して、その旨の答申書を提出したとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、公開買付者及び対象者から独立した森・濱田松本法律事務所を、対象者の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から提出された答申書のほか、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者から提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、かつ、対象者の大株主であるSFPの投資助言を行っているシンフォニーが公開買付者との交渉の結果、公開買付者との間で、対象者株式を保有するSFPとの応募等の合意はないものの、SFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うことに合意していることにも鑑みれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年12月2日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏は公開買付者の代表取締役を、取締役である松崎仁氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼任していることから、本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことことです。

⑤ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

	⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定 公開買付者は、本公開買付けにおいて、9,955,000株（所有割合66.11%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。 買付予定数の下限（9,955,000株）は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）を控除した数（14,933,282株）に係る議決権数（14,933個）の3分の2超（9,956個）から、既に公開買付者が所有する普通株式数（1,000株）に係る議決権数（1個）を控除した数（9,955個）に相当する株式数としております。
--	--

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,932,282（株）	9,955,000（株）	－（株）

- （注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（9,955,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（9,955,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- （注2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注3） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）及び公開買付者が所有する対象者普通株式の数（1,000株）を控除した株式数となります。
- （注4） 単元未満株式についても、買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	14,932
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年12月5日現在）（個）(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年12月5日現在）（個）(g)	32
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成23年9月30日現在）（個）(j)	14,695
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	99.99
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（14,932,282株）に係る議決権の数です。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年12月5日現在）(g)」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年12月5日現在）(g)」を分子に加算しておりません。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成23年9月30日現在）(j)」は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）を控除した株式数（14,933,282株）に係る議決権の数（14,933個）を「対象者の総株主等の議決権の数（平成23年9月30日現在）(j)」として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。
- ③ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ④ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ⑤ 居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。
- ⑥ 公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。
- ⑦ 応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。
- ⑧ 対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。
- ※ 各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

- ① 登記簿謄本
- ② 法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のSMBC日興証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	6,988,307,976
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	7,022,307,976

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(14,932,282株)に、1株当たりの買付価格(468円)を乗じた金額です。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。
- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	買付け等に要する資金に充当 するための借入れ（注）	7,500,000
計(b)				7,500,000

（注） 借入れの具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ定めるものとします。公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から7,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、融資契約書において、本公開買付けに関する公開買付届出書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

7,500,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成24年1月27日（金曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（9,955,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（9,955,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行うおうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	沿革
平成23年11月	商号を株式会社村田商事とし、本店所在地を新潟県三条市東光寺3058番地、資本金2,000,000円とする株式会社として設立

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 有価証券の保有、運用及び管理
2. 前号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としています。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成23年12月5日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
2,000,000	200

④【大株主】

平成23年12月5日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合（％）
村田 哲夫	新潟県三条市	150	75.00
松崎 仁	新潟県三条市	50	25.00
計	—	200	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成23年12月5日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	—	村田 哲夫	昭和18年4月13日	昭和39年3月 対象者入社 昭和52年7月 対象者鍛造本部製造部長 昭和60年10月 対象者鍛造本部鍛造部長 昭和63年10月 対象者鍛造本部長代理兼営業部長兼品質管理部長 平成6年7月 対象者鍛造本部品質管理部長兼海外部長 平成7年3月 対象者鍛造本部副本部長 平成7年6月 対象者取締役 平成11年6月 対象者鍛造本部長 平成12年6月 対象者常務取締役 平成12年10月 佛山市順德区樂從三条鍛造有限公司董事長（現任）（旧商号順德樂從三条鍛造有限公司） 平成13年3月 対象者鍛造本部品質管理部長 平成14年3月 対象者鍛造本部管理部長兼品質管理部長 平成14年5月 三喜鍛工(株)代表取締役社長（現任） 平成15年3月 対象者鍛造本部製造部長 平成16年3月 対象者鍛造本部営業部長兼製造部長 平成17年3月 対象者鍛造本部営業部長兼管理部長兼品質管理部長 平成17年6月 対象者鍛造本部営業部長 平成20年4月 対象者鍛造本部品質管理部長 平成23年6月 対象者代表取締役社長（現任） 平成23年11月 公開買付者代表取締役（現任）	150
取締役	—	松崎 仁	昭和27年3月8日	昭和49年4月 対象者入社 平成17年7月 対象者本社管理本部総務部長 平成19年6月 対象者取締役（現任） 対象者本社総務部長兼東京支店長（現任） 平成23年5月 (株)三条サービス代表取締役社長（現任） 平成23年11月 公開買付者取締役（現任）	50
計					200

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成23年11月8日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	47 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	47	—	—
所有株券等の合計数	47	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株式等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数14個が含まれています。但し、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数14個については、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年12月5日現在)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成23年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	46	—	—
所有株券等の合計数	46	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株式等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数14個が含まれています。但し、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数14個については、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年12月5日現在（g）」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成23年12月5日現在)

氏名又は名称	村田 哲夫
住所又は所在地	新潟県三条市東光寺3058番地（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者の代表取締役、対象者の代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社村田商事 連絡場所 新潟県三条市東光寺3058番地 電話番号 0256-45-3290
公開買付者との関係	公開買付者の代表取締役

(平成23年12月5日現在)

氏名又は名称	松崎 仁
住所又は所在地	新潟県三条市東光寺3058番地（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者の取締役、対象者の取締役
連絡先	連絡者 株式会社村田商事 連絡場所 新潟県三条市東光寺3058番地 電話番号 0256-45-3290
公開買付者との関係	公開買付者の取締役

②【所有株券等の数】

村田 哲夫

(平成23年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	32	—	—
所有株券等の合計数	32	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 村田哲夫氏は、対象者役員持株会における持分273株(小数点以下切捨て)を有しておりますが、議決権の数は1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含まれておりません。

松崎 仁

(平成23年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	14	—	—
所有株券等の合計数	14	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 松崎仁氏は、対象者役員持株会における持分41株(小数点以下切捨て)を有しておりますが、議決権の数は1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含まれておりません。

(注2) 松崎仁氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年12月5日現在)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
株式会社村田商事（注1）	普通株式	1,000（株）	—	1,000（株）
村田哲夫（注2）	普通株式	360（株）	—	360（株）
松崎仁（注3）	普通株式	362（株）	—	362（株）

（注1） 平成23年11月25日付で締結された株式譲渡契約書に基づき、村田哲夫氏から相対売買により1株当たり200円（当該相対売買の実行日である同月24日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値）で1,000株を取得しております。

（注2） 対象者役員持株会を通じて取得した株式の持分を記載しております。平成23年10月12日に240株、平成23年11月10日に120株を取得しております（小数点以下切捨て）。

（注3） 対象者役員持株会を通じて取得した株式の持分を記載しております。平成23年10月12日に242株、平成23年11月10日に120株を取得しております（小数点以下切捨て）。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から提出された答申書のほか、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者から提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、かつ、対象者の大株主であるSFPの投資助言を行っているシンフォニーが公開買付者との交渉の結果、公開買付者との間で、対象者株式を保有するSFPとの応募等の合意はないものの、SFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うことに合意していることにも鑑みれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年12月2日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏は公開買付者の代表取締役を、取締役である松崎仁氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼任していることから、本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、商号を株式会社三條機械製作所として、昭和17年7月に三條鉄工機械金属工業組合連合会（昭和13年12月設立）が企業再編成の戦時施策によって解散した後の設備等を継承して、工作機械の製作及び精密型打鍛工品の製作を目的として設立されました。設立以降、対象者は、「精密加工」を基点に世界に通用する幅広い技術力を身に付け、たばこ製造用機械・同装置や世界でも高水準のラベル印刷機、各種専用機などの製造・販売を行う一般機械部門、独自の精密鍛造技術で二輪・四輪の重要部品の製造・販売を行う鍛造部門、そして高精度のダイカスト金型やロータリーダイなどの製造・販売を行う金型部門、の3つの部門を主軸に、事業展開を進めてまいりました。対象者は、昭和36年11月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、国内大手完成車メーカー、たばこメーカー等を主要顧客として、対象者の事業上の強みである「精密加工」技術を基点に付加価値のある製品を提供することで、長年にわたり顧客の信頼を獲得してまいりました。また、対象者は、東京証券取引所への上場後も、企業が持続していくためには、お客様の「信頼」を裏切らないこと、お客様が必要とする企業になるため「進化し続ける」こと、「企業の存続が雇用確保の根本」を肝に銘じ全社員が行動することを基本的な考えとし、対象者の永続、発展のために努力をしてまいりました。そのような考え方のもと、対象者は、大阪、東京といった主要都市への事業展開や現在グループ化している複数の企業の買収、海外企業との技術導入契約の締結など、積極的な事業展開によって企業を発展させてまいりました。

しかしながら昨今、日本のモノづくり産業を取り巻く環境は速いスピードで変化しております。成長する新興国企業との競争激化や円高の加速による受注の減少、熾烈な値引き競争による採算性の悪化などにより、この数年、日本のモノづくりは厳しい局面に晒されております。

さらに、対象者を取り巻く事業環境も目まぐるしく変化しております。対象者の販売先となる自動車業界における急速なグローバル化や新興国の需要拡大、一般機械分野における顧客需要や要求される機能の多様化、急速に進む技術革新への対応、受注確保のための新製品の開発、組織の再構築を含む企業の体質強化など、これらの従来から対象者が取り組むべき課題としてきたテーマに加え、最近では、東日本大震災によるサプライチェーン寸断を教訓とした生産拠点の分散化、引き

続き長期化が予想される円高、これらに伴う生産・市場のグローバル化等、こういった多様な事業環境の変化に迅速かつ柔軟に適応していくことが急務となっており、様々な施策を喫緊に実施していかなければなりません。

このような状況下、公開買付者は、対象者が中長期的に企業価値を向上させていくためには、今こそが経営改革を断行し、事業環境の変化を成長機会と捉えさらなる発展を目指す時期であると考えております。そしてかかる中長期的な成長実現に向けては、これまで重点施策として取り組んできた「品質」「価格」「納期」を重視した売上高の確保や、製品力強化及び生産性向上に注力し損益分岐点を下げる、といった恒常的な施策だけではなく、グローバル市場を核とした製品展開や販売促進活動の実施、アフターサービス機能の拡充などといった抜本的な事業展開の実施やそれらの活動を通じた新技術の獲得、新領域での製品展開など、抜本的な事業の強化を図る必要があるとの認識に至りました。

具体的には、「品質」「価格」「納期」を基軸にお客様の信頼を更に高めること、自動車業界や一般機械製造業及び金型業界の中で、“小なり”と言え存在感のある企業を目指すこと、際立つ品質と一人ひとりの生産性において業界トップクラスを目指すこと、組織の目標、個人の目標に挑戦し、結果の出せる人材の育成を図る体制にすること、といった明確な経営ビジョンを掲げ、以下の通り各事業部がこれまでの得意領域や強みをより一層活かせるよう、位置づけを再定義した上で役割を明確化し、施策を迅速に実行する必要があると考えております。

まず、鍛工品事業においては、自動車完成車メーカーのグローバル調達に対応した鍛造製品の供給を引き続き継続するために、付帯工程まで含めた加工を行う体制を構築し、今後重要性を増すアジア領域をカバーする生産拠点を新設するなど、グローバルな市場の確保とコストメリットを生かした国際競争力の強化が重要であると考えております。国内においては、鍛工品の技術開発と次期自社ブランド製品の量産化によって付加価値の向上と新規顧客の獲得を図り、国内拠点を海外生産を補完するマザー機能として位置付け、技術開発や抜本的な原価低減を目指した新工法による生産ラインを構築することが必要になります。

一般機械事業では、高品質で定評のあるラベル印刷機を主力商品として、全世界、とりわけアジア地区をターゲットにした販売促進に取り組むとともに、販売後のアフターサービス体制の構築、時代と顧客のニーズに応える高精度・コンパクト・廉価の商品開発を目指します。たばこ製造用機械をはじめとした産業機械においては、生産性の強化はもとより、専用機及び工作機械等も含め金型事業との生産資源の多面的利用とその相乗効果を発現させた新製品開発力の向上を推進することが必要であると考えております。

金型事業においては、これまでの精密加工技術を活かしたロータリーダイ及びフレキシブルダイを主力製品としつつ、一般機械事業とのアライアンスを図り、低コスト構造と顧客の要請に応えられる技術革新を可能にする体制の構築が急がれます。

さらに、これら各事業の施策と併せて、今後はこれまでに培った技術の活用と資本・人材等の経営資源の積極的投資を行い、既存の枠にとらわれず新たな事業領域への進出や革新的な製品開発を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、上記施策を実行することは、短期的には業績悪化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包します。特に海外展開においては、相応の設備投資が生じると共に、投資実行後直ちにその効果が現れるとは限りません。当初計画した通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴う可能性もあることから、一時的に財務状況等の悪化により企業価値が毀損する可能性があり、またそれらに起因する株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の期待に添えない可能性があります。そこで、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、このような経営環境を乗り切り、一貫した経営ビジョンに基づく断固とした経営改革を実行するためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって対象者の経営改革に注力するだけにとどまらず、経営陣自身にリスクを集中して、その自己責任において迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することこそが、中長期観点から対象者の企業価値の最大化のために取り組むべき施策であると考え、平成23年8月頃から本取引についての具体的な検討を開始いたしました。

村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者が、上記のとおり、昭和36年に東京証券取引所市場第二部に上場して以降、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は低く、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えております。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の企業価値向上の足かせになる可能性も否定できません。

以上の検討を踏まえ、村田哲夫氏及び松崎仁氏は、対象者の中長期的な戦略の実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の株主の皆様へ負って頂くことを回避するため、柔軟かつ迅速な経営戦略の実行が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を行うことが、株主の皆様にとって最善であり、また、対象者の企業価値の更なる向上に資すると判断し、公開買付者は、平成23年12月1日にシンフォニーからの合意書を取得したことから、平成23年12月2日に最終的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者の代表取締役を兼務し対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び公開買付者の取締役を兼務し対

象者の取締役である松崎仁氏は、本公開買付け終了後も引き続き対象者の経営にあたる予定です。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成23年12月1日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。SMBC日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成23年11月30日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値212円及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値209円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を209円から212円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を455円から479円までと分析しています。

DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を420円から510円までと分析しております。

公開買付者は、SMBC日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者及びシンフォニーとの協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成23年12月2日に本公開買付価格を468円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり468円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成23年12月1日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（203円）に対して130.54%のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去3ヵ月間の終値単純平均（209円）に対して123.92%のプレミアムを、同過去6ヵ月間の終値単純平均（198円）に対して136.36%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付価格である1株当たり468円は、本書提出日の前営業日である平成23年12月2日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（199円）に対して135.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、本取引に関し記載すべき重要な利害関係を有さないPwCに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月1日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。PwCは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者から対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、PwCから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びDCF方式を採用し、対象者の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

対象者株式価値算定書によると、市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年11月30日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の東京証券取引所における評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：209円、6ヶ月間：198円）並びに出来高加重平均値（1ヶ月間：210円、3ヶ月間：210円、6ヶ月間：202円）を

分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を198円から210円と算定しているとのことです。

また、対象者株式価値算定書によると、DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF方式では、対象者が作成した平成24年3月期から平成28年3月期の事業計画（注）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を443円から646円と算定しているとのことです。

（注） PwCがDCF方式の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成26年3月期については、連結ベースで、売上高約129億円、営業利益約5億円、経常利益約7億円、当期純利益約3億円と見込んでおりますが、平成27年3月期は、現在対象者がインドに設立を検討しており、平成25年末に稼働開始を予定している子会社において、操業度が上がることに伴い同社の売上が増加すること及び売上の増加に伴い同社の赤字幅が減少することが見込まれることから、連結ベースで、売上高約142億円、営業利益約8億円、経常利益約10億円、当期純利益約5億円と見込んでいますとのことです。なお、平成24年3月期から平成26年3月期まで、及び平成28年3月期の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

② 独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、平成23年10月28日に取締役会を開催し、同取締役会において、対象者の社外監査役である風間士郎氏（弁護士。なお、風間士郎氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定されております。）及び坂井啓二氏（公認会計士）並びに外部有識者である多久島逸平氏（弁護士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、第三者委員会に対し、本件諮問事項について対象者の取締役会に答申を行うことを諮問する決議をしたとのことです。

なお、第三者委員会の各委員はいずれも公開買付者及び対象者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員について本取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

第三者委員会は、合計6回開催され、公開買付者並びに対象者の取締役（本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある村田哲夫氏及び松崎仁氏を除きます。）及び監査役（第三者委員会委員である風間士郎氏及び坂井啓二氏を除きます。）に対する質疑応答等を行うとともに、公開買付者及び対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し審議を重ねました。その後、第三者委員会は、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明も参考にし、本件諮問事項について慎重に検討した結果、委員全員の一致で、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの対象者役員（村田哲夫氏及び松崎仁氏並びに第三者委員会委員を除きます。）の判断が相当であると認められ、かつ、本取引の条件及び手続は株主にとって公正なものと認められることから、①本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当であり、②本公開買付け後に予定される公開買付者による対象者の完全子会社化取引が対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められると判断し、平成23年12月1日付で、対象者の取締役会に対して、その旨の答申書を提出したとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、公開買付者及び対象者から独立した森・濱田松本法律事務所を、対象者の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から提出された答申書のほか、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者から提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、PwCが作成した対象者株式価値算定書及びPwCから得られた対象者の株式価値に係る内容説明、森・濱田松本法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、かつ、対象者の大株主であるSFPの投資助言を行っているシンフォニーが公開買付者との交渉の結果、公開買付者との間で、対象者株式を保有するSFPとの応募等の合意はないものの、SFPに対して、SFPが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付価格で本公開買付けに応募するよう助言を行うことに合意していることにも鑑みれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥

当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年12月2日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏及び取締役である松崎仁氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である村田哲夫氏は公開買付者の代表取締役を、取締役である松崎仁氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼任していることから、本取引に関して利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

⑤ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、9,955,000株（所有割合66.11%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

買付予定数の下限（9,955,000株）は、対象者の第90期第2四半期報告書（平成23年11月10日提出）に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数（15,058,152株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月30日現在所有する自己株式数（124,870株）を控除した数（14,933,282株）に係る議決権数（14,933個）の3分の2超（9,956個）から、既に公開買付者が所有する普通株式数（1,000株）に係る議決権数（1個）を控除した数（9,955個）に相当する株式数としております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月
最高株価（円）	192	210	220	215	227	224	203
最低株価（円）	176	178	189	195	200	200	197

（注）平成23年12月については、平成23年12月2日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
所有株式数（単位）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月30日 関東財務局長に提出
事業年度 第89期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月30日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第2四半期 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月10日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

(1) 対象者の平成23年12月2日付プレスリリース「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年12月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期配当予想を修正し、平成24年3月31日現在の株主名簿に記載された株主に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

(2) 対象者の平成23年12月2日付プレスリリース「海外子会社設立の検討に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年12月2日開催の取締役会において、海外子会社の設立について検討することを決議したとのことです。当該公表内容の概要は以下のとおりです。なお、以下において「当社」とは対象者を指します。

1. 設立の理由

当社は、中国広東省で自動車用鍛造部品の生産を行っておりますが、今後アジア領域における自動車用鍛造部品の調達需要に対応するため、下記の概要で子会社設立へ向けた検討を開始することを決定いたしました。

2. 子会社の概要

- (1) 所在地 インド国ラジャスタン州
- (2) 事業内容 自動車用鍛造部品の製造・販売
- (3) 販売先 完成車メーカー
- (4) 総投資額 約15億円（予定）
- (5) 稼働開始 平成25年末（予定）

3. 今後の見通し

現在、完成車メーカーとの取引内容に関する協議を含め調整中であり、設立予定の会社の資本金等その他詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。